

別添参考データ（物件番号 17 施設名 石川ハイテク交流センター）

(1) 利用可能日

石川ハイテク交流センター条例施行規則第2条2項に定める日を除く毎日（祝日及び年末年始以外）。

※石川ハイテク交流センター条例施行規則

- ・石川ハイテク交流センター条例(石川ハイテク交流センターの管理等に関する事項をまとめたもの)の施行に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 勤務者数 5人（令和6年11月1日現在）

(3) 来庁者数 1日約30人（令和5年度実績10,397人）

(4) 売上実績（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）
及び管理費（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）

物件番号	施設名 設置場所	販売品目	売上額 ※1、2	電力量・ 電力料
17	石川ハイテク交流センター 1階正面入口風除室	飲料 (缶・ペットボトル)	689,800円	792.5kwh 17,526円

※1 当該実績は、現設置事業者の申告によるものです。消費税込み。

(5) 当該自動販売機以外の設置状況

1階にレストランが併設されています。

自動販売機は、今回の入札物件以外は設置されていません。

(6) 当施設を管理する指定管理者

公益財団法人石川県産業創出支援機構

理事長 田中 新太郎

(指定管理期間)

令和5年4月1日から令和10年3月31日